



平成 19 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
 代 表 者 名 取締役頭取 久保田 勇 夫
 本 社 所 在 地 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
 (コ-ド`番号 8327 東証第一部、大証第一部、福証)

優先出資証券発行に係わる子会社の設立について

株式会社西日本シティ銀行（取締役頭取 久保田勇夫）は、優先出資証券の発行を目的としてケイマン諸島に当行 100%出資による特別目的子会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited を設立することを決定いたしましたのでお知らせします。

今回発行する優先出資証券の概要は下記のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。なお、本優先出資証券は自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定です。

記

発 行 体	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited (ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立される、当行が議決権の100%を保有する海外特別目的子会社)
証 券 の 種 類	円建配当金非累積型永久優先出資証券 (当行の普通株式への交換権は付与されません)
発 行 総 額	未定
配 当 率	未定
資 金 使 途	発行代り金は、当行の資本増強に全額使用されます
優 先 順 位	本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当行の劣後債権者、一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位
発 行 形 態	私募（メリルリンチ日本証券株式会社が本優先出資証券を発行価額にて全額買取引受し、適格機関投資家に対して投資勧誘を行います）

(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 総合企画部 本田 (TEL: 092-461-1867)

この文書は、株式会社西日本シティ銀行の優先出資証券発行に係わる子会社設立に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、又はこれを意図するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づき登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。